

ベースフード株式会社
定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ベースフード株式会社と称し、英文では、BASE FOOD, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 食品の製造・販売
- 2 ヘルスケア関連事業
- 3 気候変動対策その他のSDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 関連事業
- 4 飲食業
- 5 貸スペースの運営・管理
- 6 倉庫業
- 7 貨物利用運送事業・貨物自動車運送事業その他の物流関連事業
- 8 先端技術等を活用した変革サービスその他の事業
- 9 情報提供サービスその他の顧客接点活用関連事業
- 10 ライフスタイル関連商品の企画、製造、販売その他のマーケティング関連事業
- 11 上記に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、192,586,400株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利の定め)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集及び議長)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
- 3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合には取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。

(株主総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録して、当社において保存する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 取締役会は、その決議によって、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した取締役が記名押印又は電子署名した後、当社において保存する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円又は法令が規定する額のいずれか高い方の額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(再任)

第37条 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、その会計監査人の同法第423条第1項の行為に関する責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して期末配当を行うことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第42条 剰余金の配当が金銭である場合はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。

第8章 附則

(定款に定めのない事項)

第43条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(監査役の責任免除の経過措置)

第44条 当社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第9回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、第9回定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

（本店所在地の効力発生日）

第45条 第3条の変更は、2026年7月1日をもって効力が発生するものとする。本附則は効力発生日をもって削除するものとする。